

平成 21 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 12 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 23 年函館市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「550 円」を「600 円」に、「570 円」を「580 円」に、「800 円」を「850 円」に、

「	22,000円		「	25,300円	
	10,000円			11,500円	
	1,000円			1,200円	
	900円	を		1,000円	に、
	400円			400円	
	1,000円			1,200円	
	900円			1,000円	
」			」		
「	19,000円		「	21,100円	

10,000円		11,100円	
3円	を	3円	に改める。
5,500円		6,800円	
2,300円		2,850円	

附 則

- 1 この条例は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は，この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し，同日前にあった申請に係る手数料については，なお従前の例による。

(提案理由)

狂犬病予防注射済票交付手数料等，と畜場設置許可申請手数料等および食鳥処理事業許可申請手数料等の額を改定するため